

おおいたグリーン事業者認証制度

申請の手引き

脱炭素部門

1. 制度の目的

大分県では2050年カーボンニュートラル実現に向けた二酸化炭素削減の取組を推進するため、二酸化炭素削減に取り組む事業者を支援するものです。

2. 申請期間

令和6年1月19日（金）から12月27日（金）まで

3. 認証資格

認証を受けるためには、以下の条件をすべて満たす必要があります。

① 大分県内に事業所を有する事業者であること

※法人、団体、個人事業主。業種、規模は問いません。

※大分県内に事業所があれば、本店は県外でもかまいません。申請者は「事業者」となりますので、ご注意ください。

② 県税の滞納がないこと

③ 申請者又はその代表者・役員等が暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

④ 業務上許認可等が必要となる業種にあっては、その許認可等をうけていること。

※ 主たる業務が飲食店、建設業等、法令上の許可、認可、登録、届出等が必要な場合は、その許認可等を取得している必要があります。新規に事業を開始する場合は、少なくとも許認可等の申請書を提出し、受理されている必要があります。

4. 申請書類

記載方法は「記載例」をご覧ください。

(1) おおいたグリーン事業者認証制度申請書（様式第1号）

(2) 申請者の業務内容等を証する書類

※パンフレットやホームページの写し等。これらを制作していない場合は、主な業種等がわかる名刺、ショップカード等でもかまいません（お店等の名前、所在地のみのものは×）。又は、任意様式に「事業者名（屋号、お店の名前）」「主な事業（飲食店、〇〇販売業、建設業等）」を記載したものを提出してください。

(3) 県税の納税証明書

※「滞納がないこと」の証明書。県税事務所やインターネットから取得できます。

(4) 誓約書（様式第2号）

(5) 業務上許認可等が必要となる業種にあっては、その許認可等を受けていることを証する書類

※許可証、認可証、登録済証、届出済証等のコピー。申請中でまだ許認可等が出ていない場合は、受理がわかる申請書等のコピーでもかまいません。

※許認可等が必要ない業種（食品等一部を除く小売業、医薬品等一部を除く製造業等）については、提出する必要ありません。

- (6) おおいたグリーン事業者認証制度（脱炭素部門）取組目標設定書（別添様式1）

※エコアクション2.1、ISO14001 を取得している場合は、別添様式1に代わり、認証・登録証の写しを添付してください。

5. 提出方法

メール、郵送または直接提出

※FAXでの提出はできません。

6. 提出先

〒870-8501

大分市大手町3-1-1 大分県生活環境部環境政策課

E-mail: a13090@pref.oita.lg.jp

7. 認証要件

以下の条件を満たした場合は、認証されます。

- (1) 「電気使用量」「産業廃棄物※排出量」の両方の削減目標を設定すること。

※産業廃棄物：事業活動に伴って排出される廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等20種類が対象となります。紙くず等業種によって、産業廃棄物であったり事業系一般廃棄物あたりするものもあります。

詳しくは東京都環境局HPをご参照下さい

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/about_industrial/about_02.html

- (2) 下記のうち、どれか一つ以上の削減目標を設定すること。

- ①ガソリン使用量
- ②軽油使用量
- ③灯油使用量
- ④ガス使用量
- ⑤一般廃棄物排出量
- ⑥水使用量
- ⑦その他

- (3) 下表のランクに応じて、上記(1)、(2)で設定した目標による合計点数が5

点以上であること。(組み合わせは自由)

削減目標値・実績値 ^{※1}		ランク ^{※2}	必要取組数 ^{※2}	点数 ^{※2}
2% < 値		S	3個	3点
1% < 値 ≤ 2%		A	2個	2点
別表1の項目 ^{※3}	0% ≤ 値 ≤ 1%	B	1個	1点
別表2の項目	0% < 値 ≤ 1%			
削減目標値未達成 ^{※4}		—	—	0点

OK例①

電気使用量 1.5%削減 → (1% < 目標値 ≤ 2%のため) Aランク → 2点
 産業廃棄物 1.2%削減 → (1% < 目標値 ≤ 2%のため) Aランク → 2点
 ガソリン使用量 1%削減 → (0% < 目標値 ≤ 1%のため) Bランク → 1点

} 5点

OK例②

電気使用量 2.1%削減 → (2% < 目標値) Sランク → 3点
 産業廃棄物 1%削減 → (0% ≤ 目標値 ≤ 1%のため) Bランク → 1点
 灯油使用量 1%削減 → (0% ≤ 目標値 ≤ 1%のため) Bランク → 1点

} 5点

OK例③

電気使用量 2.1%削減 → (2% < 目標値) Sランク → 3点
 産業廃棄物 1.2%削減 → (1% < 目標値 ≤ 2%のため) Aランク → 2点
 灯油使用量 1%削減 → (0% ≤ 目標値 ≤ 1%のため) Bランク → 1点

} 6点

OK例④

電気使用量 1%削減 → (0% ≤ 目標値 ≤ 1%のため) Bランク → 1点
 産業廃棄物 1%削減 → (0% ≤ 目標値 ≤ 1%のため) Bランク → 1点
 灯油使用量 1%削減 → (0% ≤ 目標値 ≤ 1%のため) Bランク → 1点
 ガス使用量 1%削減 → (0% ≤ 目標値 ≤ 1%のため) Bランク → 1点
 水使用量 1%削減 → (0% ≤ 目標値 ≤ 1%のため) Bランク → 1点

} 5点

NG例①

電気使用量 1.5%削減 → (1% < 目標値 ≤ 2%のため) Aランク → 2点
 産業廃棄物 1%削減 → (0% < 目標値 ≤ 1%のため) Bランク → 1点
 ガソリン使用量 1%削減 → (0% < 目標値 ≤ 1%のため) Bランク → 1点

} 4点

※5点未満のため、認証できません

NG 例②

電気使用量 2.1%削減→(2%<目標値) S ランク→3点

産業廃棄物 1.2%削減→(1%<目標値≦2%のため) A ランク→2点

※項目数が足りないため、認証できません。

} 5点

NG 例③

電気使用量 2.1%削減→(2%<目標値) S ランク→3点

灯油使用量 1%削減→(0%≦目標値≦1%のため) B ランク→1点

ガス使用量 1%削減→(0%≦目標値≦1%のため) B ランク→1点

※必須項目である産業廃棄物が含まれないため、認証できません。

} 5点

(4) ランクに応じて削減目標を達成するための具体的な取組を設定し、取り組むこと。

例

電気使用量

- 休憩時間は必要以外の照明を切る
- 省エネ型の照明を設置する
- タイマーを設置し、消し忘れを防ぐ
- エアコンフィルターをこまめに掃除し、効率化を図る
- × 従業員に言う (→「電灯スイッチ付近に張り紙をする」「社内研修で節電について伝える」等何をどうやって伝えるのかを明記してください)
- × 夏のエアコン設定温度を 30°Cにする (→従業員や顧客の健康や安全に影響を与える目標は認められません)

産業廃棄物

- 分別を徹底する
- 仕入れ先に簡易包装を依頼する
- × 一般廃棄物と一緒に処理する (→違法な行為は認められません)
- × 仕入れ先に梱包材を引き取ってもらう (→取引先等に負担を強いるような目標は認められません。有償で引き取ってもらう場合は、相手先が産業廃棄物処理業の許可を持っていない限り、違法となります)

ガソリン使用量

- エコドライブやアイドリングストップを徹底する
- EV やハイブリッド車を導入する
- × 燃費がよくなるという噂の××を使用する (噂や口コミではなく、効果の実績のあるものを使用してください。審査の際適正か判断できません)

(5) 申請者又はその代表者・役員等が環境法令等に違反していないこと

(6) 審査会で適正であると判断されること

※ 審査会は専門家で構成し、年 1 回開催します。審査の結果、不適となった場合は、審査会での指摘事項を修正し、再申請することができます。再度審査した結果、適正であれば認証します。

8. 認証

審査の結果、適正と見なされた場合は、認証証、ロゴシールを郵送します。

9. 変更

下記項目に変更があった場合は、変更届出書（様式第 5 号）を提出してください。

- ・事業者所在地（本社住所又は大分県内事業所の住所）
- ・名称（社名、屋号）
- ・代表者氏名
- ・取組内容

提出方法：直接提出、郵送又は電子メール

10. 認証の辞退及び取消し

(1) 辞退

事業活動を進める上で、認証資格や認証要件を満たさなくなる可能性があるときや事業を辞めるとき等に認証を辞退することができます。その場合は、E-メール又は書類（郵送または直接提出）で申し出てください。様式の定めはありませんので、メール本文にベタ打ち等でもかまいません。

県が、辞退の申し出を受理した日をもって、認証の効力がなくなります。

(2) 認証の取消し

以下の場合、認証を取り消すことがあります。

- ・虚偽の申請で認証を受けたとき
- ・認証資格又は認証要件を満たさないことが明らかになったとき
(主に暴力団関係者等と判明した場合、業に係る許認可等が失効した場合、環境法令違反が明らかになった場合を想定しています。)
- ・実績報告を行わなかったとき
(報告が行われなかった場合は、連絡をします。連絡してもなお、報告しない場合は、取消しの対象となります)
- ・その他知事が認証事業者として適当でないと認めるとき

取り消した場合は、その旨を書面で通知します。

1 1. 報告

認証事業者は取組の実績を報告する必要があります。

(1) 提出様式

おおいたグリーン事業者認証制度（脱炭素部門）実績報告書（別添様式2）

(2) 提出期限

令和8年1月31日（認証期間満了年度の1月末）まで

(3) 提出方法

E-メール、郵送、直接提出

(4) その他

- ・記載例を参考に目標を設定した項目について、実績を報告してください。目標設定しなかった項目については、報告の必要はありません。
- ・点数は、実績により判断してください。目標未達成の場合は、削減割合にかかわらず0点となりますが、目標以上の達成ができた場合は7（3）の表のランクに応じて点数をつけてください。
- ・目標達成できなかった場合は、「目標が達成できなかった原因・改善策」を記載してください。
- ・点数の合計が5点未満の場合は、改善策を実施し、令和9年3月31日までに再度実績を報告してください。この時点でも点数の合計が5点未満であれば、令和10年1月頃から受け付け予定の認証更新を申請することができません。

1 2. 更新

認証期間満了後も認証を継続する場合は更新手続きをしてください。

(1) 提出様式

- ・おおいたグリーン事業者認証制度更新申請書（様式第4号）
- ・おおいたグリーン事業者認証制度（脱炭素部門）取組目標設定書（別添様式1）

(2) 提出期限

令和8年1月31日（認証期間満了年度の1月末）まで

(3) 提出方法

E-メール、郵送、直接提出

(4) その他

- ・新たな目標を設定してください。
- ・認証要件は「7. 認証要件」と同様です。
- ・認証期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日となります。

1 3. お問い合わせ先

大分県生活環境部環境政策課

TEL : 097-506-3024

FAX : 097-506-1749

E-mail : a13090@pref.oita.lg.jp

〒870-8501 大分県大分市大手町3-1-1